平成２７年（フ）第３２２０号
東京都江戸川区西葛西６丁目10―14―602
債務者　松村　健一
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２２１号
東京都世田谷区桜上水２丁目22―20―105
債務者　村上　瑛美
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２２７号
東京都葛飾区東四つ木３丁目44―15
債務者　三反崎幸代（旧姓勝俣）
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２３０号
千葉県船橋市西船５丁目１－７
債務者　三橋　尚史
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２３６号
東京都荒川区西尾久８丁目13－９－304
債務者　久保田泰子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１７号
神奈川県大和市上草柳６丁目２番６号
債務者　郡山絵利子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８９号
横浜市保土ケ谷区権太坂１丁目２番12―707号
債務者　山田　粋美（旧姓米岡）
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５０５号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸北３丁目６番43号
ファミーユ茅ヶ崎203
債務者　澁谷　久江
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９０号
東京都八王子市堀之内３丁目11番地18レジェンド堀之内303号
債務者　今　　禎
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２号
沖縄県沖縄市胡屋３丁目６番29号
債務者　石原　麻乃
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第４４号
釧路市春採１丁目５番12号
債務者　小野寺礼子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月18日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１２８号
岡山市北区学南町２丁目６番14号
債務者　下市　真二
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4746番地１　家入貸家北号室
債務者　坂本　一国
1　決定年月日時　平成27年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２７年（フ）第３１７２号
埼玉県上尾市大字向山585―４　第一藤倉ハイツ303
債務者　田中　克己
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２３５号
埼玉県三郷市戸ケ崎５丁目125
債務者　東風江身子
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４９６号
神奈川県大和市桜森２丁目４番15―205号
債務者　小泉　順子（旧姓今井）
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部